

お知らせ

函 教 生

令和4年10月11日

報道機関 各位

函館市教育委員会 生涯学習部
生涯学習文化課長 神 和幸

令和4年函館市文化賞受賞者の決定について

このことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 令和4年函館市文化賞受賞者および贈呈式

(1) 受賞者

ス ポ ー ツ 岡 部 壽 一 (お か べ じ ゅ い ち) 氏

詩 吟 ・ 琵琶 湊 賢 一 (み な と け ん い ち) 氏

(2) 贈呈式 日時：令和4年11月2日(水) 午前11時から

場所：フォーポイントバイシェラトン函館

2 配付資料

(1) 受賞者の履歴書および功績調書

(2) 函館市文化賞受賞者内訳

(3) 函館市文化賞条例

3 その他

令和4年9月30日に開催された函館市文化賞審議会において審議し、受賞者を決定

【お問い合わせ先】

生涯学習文化課 TEL21-3462

令和4年函館市文化賞

(報道用資料)

(令和4年10月11日調製 生涯学習部生涯学習文化課)

功 績 調 書

おか べ じゅ いち
岡 部 壽 一

氏は、教員として勤務した学校で陸上競技の普及発展に努めるとともに、道南、全道、全国の陸上競技団体の要職を歴任した。道南陸上競技協会においては、組織力の強化や指導者のスキルアップに取り組み、選手の育成に必要な環境を整え、競技力向上はもとより、陸上競技を通じて子ども達の心身の健全な育成に努めた。

また、函館千代台陸上スクール（函館CRS）を設立し、小中学生を中心とした選手のトレーニング環境を著しく向上させ、同スクール出身者が2020東京オリンピックや箱根駅伝に出場するなど函館市を含む道南地域の陸上競技の発展に顕著な功績を残した。

功 績 調 書

みなと けん いち (雅号：けんしん)
湊 賢 一 (雅号：賢心)

氏は、長きにわたり詩吟・琵琶の研鑽に努め、詩吟においては全国的なコンクールで受賞するとともに、函館では函館短期大学吟詠部や美原教場を設立したほか、札幌在勤中にも道場を立ち上げ精力的な活動により発展させた。

また、錦城会において函館支部の理事長、支部長、道南本部専務理事、道南本部副本部長を歴任したほか、新会派「水月流賢心朗吟会」を設立し、函館を中心とした道南地区に関わりのある人物や景勝を題材とした冊子「詩歌構成吟」の刊行などにより、詩吟の普及や後進の育成に努め、本市の文化の振興に貢献した。

函館市文化賞受賞者内訳（分野別）

昭和25年～令和3年受賞者

分 野								個人	団体	計
音 楽								8	4	12
文 学								15	2	17
美 術	絵画	書道	版画	彫刻	写真	漆器工芸	デザイン	27	3	30
	9(1)	11(1)	2	2	3(1)	2	1			
芸 能	邦楽舞踊	華道茶道	演劇	琵琶・詩吟	歌舞伎	民謡	洋楽舞踊	37	4	41
	17(1)	14(1)	1(1)	3	2	1	3(1)			
自 然 科 学								31	0	31
人 文 科 学								36	4	40
その他 の文化	映画	朗読	国際交流					1	3	4
	2(1)	1(1)	1(1)							
合 計								155	20	175

() 内は団体で内書

函館市文化賞条例

昭和41年3月28日条例第29号

改正

平成26年3月14日条例第1号

平成30年3月12日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、函館市の文化の発達に貢献した個人又は団体を表彰するため必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 文化賞は、個人または団体で、函館市の芸術（音楽、文学、美術、舞踊その他の芸術をいう。）、芸能（雅楽、歌舞伎、講談、落語その他の芸能をいう。）、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）、科学（自然科学、人文科学その他の科学をいう。）その他の文化の発達に多大な貢献があつたものに対して贈呈する。

(表彰の方法)

第3条 文化賞は、賞状及び記念品とし、これに賞金を添えることができる。

(表彰の時期)

第4条 文化賞の授賞は、文化の日に行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、文化の日以外の日に行うことができる。

(審議会)

第5条 文化賞受賞者の選考のため函館市文化賞審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、市議会議員、学識経験者等の中から市長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とする。ただし、中途において委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とし、職能によつて委嘱された委員がその職を退任したときは、委員を辞任したものとみなす。

(補則)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 [略]

附 則（平成26年3月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。